神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月22日

神河町長 山 名 宗 悟

記

- 1.協議の場を設けた区域の範囲 神河町 貝野地区 当初(平成30年3月)
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日平成29年 8月25日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - ◆経営体数 法 人 0経営体 個 人 2経営体 集落営農 1組織
- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか ◆担い手は、十分確保されている
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 貝野営農組合が、法人となった場合、農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

貝野営農組合、(認)廣納佳則氏、安田義之氏を中心に水稲、麦、小豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれが経営規模拡大を目指し、生産性を向上させる。それぞれの担い手の経営の効率化を図るため、農地の集積、集約化をさらに進める。

【担い手について】

現在、貝野営農組合は、特定農業団体で、今後,経営の安定、地域農業を守るために、 法人化を目指す。廣納氏、安田氏についても引き続き、農業経営を継続する。

【農地の出し手】)

中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付けに協力する。さらにこの地域での農地の管理について検討する。